

勝山市男女共同参画基本計画

平成20年4月改定



勝 山 市

『勝山市男女共同参画都市宣言』

わたしたちは、豊かな自然との共生のもと、市民一人ひとりがキラリと輝き、男女がともに思いやり、ともに責任を担い合う男女共同参画社会を築き、仕事と生活の調和「ワーク・ライフ・バランス」をすすめるため、ここに「男女共同参画都市」を宣言します。

- 1 . 男性と女性が、互いの人権を尊重し、個性と能力を発揮できるまちをめざします。
- 1 . 男性と女性が、古い役割分担意識にとらわれることなく、自由に活動できるまちをめざします。
- 1 . 男性と女性が、社会のあらゆる分野において、対等な構成員として、方針の立案から決定まで参画できるまちをめざします。
- 1 . 男性と女性が、互いに協力し、家庭生活と社会生活を両立できるまちをめざします。
- 1 . 男性と女性が、互いの性を理解し、尊重して、健康な生活を営むことができるまちをめざします。
- 1 . 男性と女性が、国際的な視野に立ち、ともに支えあう、平和で豊かなまちをめざします。

平成19年10月27日



勝山市



はじめに

本市では、平成14年12月に「勝山市男女共同参画基本計画」を策定し、その後、平成18年10月には男女共同参画推進条例を制定し、男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでおります。平成19年10月には内閣府、勝山市男女共同ネットワークと共催しての記念のつどいを開催し、その中で「男女共同参画都市宣言」を行いました。

この「男女共同参画都市宣言」を大きな契機として、さらに男女共同参画社会の実現をめざした取り組みを強化していくために、「男女共同参画基本計画」の改定を行いました。

本市には女性の就業率、共働き率が高いという特性があります。この点から、女性が子どもを産み、育てやすい環境の充実に努め、仕事との両立が可能な社会環境を作りあげることが、勝山市における男女共同参画社会の実現につながるものと考えます。そのための具体的な施策を今回の改定で充実いたしました。

女性が職場に進出することにより、男女ともに働きやすい職場環境になります。男性が家庭生活に参画することにより、家庭がパワーアップします。また、男性女性が共に地域活動に取り組むことによって地域社会が活性化します。

男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる、男女共同参画社会を実現し、勝山市の新しい活力を創出していくため、市民の皆様の主体的な取り組みをいただきますよう、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後になりますが、この計画の改定にあたり、ご審議いただきました男女共同参画審議会をはじめ、貴重なご意見やご提言を寄せられました数多くの方々に心から感謝申し上げます。

平成20年5月

勝山市長 **山岸正裕**

目 次

第1章 計画づくりの背景	1
1. 世界の動き	2
2. 日本の動き	3
3. 福井県の動き	4
4. 勝山市の動き	5
第2章 勝山市の特性と目指すべき方向	6
1. 勝山市における男女共同参画意識について	7
2. 働く女性を取りまく環境について	9
3. 勝山市における男女共同参画の目指すべき方向	11
第3章 計画の基本的な考え方	13
1. 基本理念	14
2. 基本目標	15
第4章 基本目標の内容	16
1. 男女共同参画社会のための意識を高める	17
重点目標（1）男女共同参画意識を高める啓発活動の推進	17
重点目標（2）男女平等意識の向上を図る教育・学習の充実	18
2. あらゆる分野で男女共同参画の促進を図る	19
重点目標（1）政策・方針決定過程における男女共同参画の促進	19
目指すべき審議会等の女性の登用率	20
重点目標（2）地域社会・職場及び農林業、自営業における男女共同参画の促進	21
重点目標（3）女性の能力発揮の促進	22
3. 男女が共に安心して豊かに暮らせる環境をつくる	24
重点目標（1）男女が共に担う家庭・地域生活の実現	24
重点目標（2）男女が共に働く環境の整備、充実	25
重点目標（3）男女が共に思いやり安心して暮らせる環境の整備	26

第5章 計画の推進	28
1. 政策面での進捗状況	29
2. 市民との協働による計画の推進	29
3. 計画の期間	30

参考資料 31

1. 男女共同参画社会基本法	32
2. 福井県男女共同参画推進条例	36
3. 勝山市男女共同参画推進条例	42
4. 勝山市男女共同参画審議会設置要綱	46
5. 勝山市男女共同参画審議会委員名簿	47
6. 勝山市男女共同参画推進本部設置要綱	48
7. 勝山市男女共同参画推進本部名簿	49
8. 男女共同参画関係用語の解説	50
9. 男女共同参画の推移	53



第1章

計画づくりの背景



1 . 世界の動き

1975年 (昭和50年)	国連は、この年を「国際婦人年」と定め、メキシコシティで第1回世界女性会議「国際婦人年世界会議」が開催されました。 会議では、女性の地位向上に向け各国がとるべき指針となる「世界行動計画」が採択され、1976年(昭和51年)から1985年(昭和60年)までの10年間は「国連婦人の10年」と定められました。
1979年 (昭和54年)	国連において、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」が採択されました。
1985年 (昭和60年)	ナイロビで第3回世界女性会議が開催され、これまでの10年間の取り組みとその成果が検証されるとともに、各国の行動計画のガイドラインとして、「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択されました。
1995年 (平成7年)	北京で開催された第4回世界女性会議において、各国の女性の現状が報告され、21世紀に向けた新たな行動指針として、エンパワーメントの促進を目的とした「北京宣言及び行動綱領」が採択されました。
2000年 (平成12年)	ニューヨークで第5回世界女性会議「女性2000年会議」が開催され、今後の取り組みへの決意を表した「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」が採択されました。
2005年 (平成17年)	国連本部(ニューヨーク)において、「北京+10」が開催されました。 「北京宣言及び行動綱領」及び「女性2000年会議成果文書」の実施状況の評価・見直しを行うとともに、更なる実施に向けた戦略や今後の課題について協議することを目的に閣僚級会議として開催されました。

エンパワーメント

「よりよい社会へと変えていく力、責任を持って社会を築いていく力を身につけること」をいい、女性が政治、経済、社会、家庭などのあらゆる分野において、自分達のことは自分で決め、行動できる能力をつけパワーアップしようとする事。

2 . 日本の動き

1975年 (昭和50年)	総理府に「婦人問題企画推進本部」が設置され、実質的な男女平等の取り組みが本格化しました。
1977年 (昭和52年)	「婦人問題企画推進本部」は、「世界行動計画」に基づき、「国内行動計画」を策定し、今後10年間の女性問題に関する施策が示されました。
1985年 (昭和60年)	「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」を批准しました。
1986年 (昭和61年)	「男女雇用機会均等法」が制定され、具体的な対策が図られました。
1987年 (昭和62年)	「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」を受け、「西暦2000年に向けての新国内行動計画」が策定されました。
1991年 (平成3年)	「西暦2000年に向けての新国内行動計画」が改定され、男女の‘共同参加’から‘共同参画’に表現が改められ、男女共同参画社会実現の目標が明確になりました。
1994年 (平成6年)	内閣に総理大臣を本部長、全閣僚を本部員とする男女共同参画推進本部が、総理府に男女共同参画室と男女共同参画審議会が設置されました。
1996年 (平成8年)	男女共同参画審議会が答申した「男女共同参画ビジョン」に基づき、「男女共同参画2000年プラン - 男女共同参画社会の形成の促進に関する平成12年までの国内行動計画」が策定されました。
1999年 (平成11年)	男女共同参画社会を実現するため、「男女共同参画社会基本法」が施行されました。
2000年 (平成12年)	「男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。
2001年 (平成13年)	内閣府に男女共同参画会議が設置されました。 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が施行されました。
2005年 (平成17年)	平成12年に策定された「男女共同参画基本計画」が改定され、「男女共同参画基本計画(第2次)」が策定されました。

3 . 福井県の動き

1981年 (昭和56年)	女性の地位向上を推進するため、「福井県婦人対策の方向」が定められました。
1983年 (昭和58年)	企画開発部少年課を青少年婦人課に改め、同課内に婦人対策室が設置されました。
1985年 (昭和60年)	女性のための地位向上を推進する民間の女性団体として「福井県婦人の地位向上推進連絡会」が設立されました。
1988年 (昭和63年)	「21世紀をめざすふくい女性プラン」が策定され、女性の地位向上と福祉の増進に向けた女性行政の方向性が示されました。
1989年 (平成1年)	青少年女性課女性対策室に改め、推進体制の充実が図られました。
1995年 (平成7年)	女性政策室に名称が改められました。また、女性総合センターと生涯学習センターの複合施設である福井県生活学習館が開館し、男女共同参画社会をめざす女性の活動拠点が誕生しました。さらに、財団法人ふくい女性財団が、女性の自立と社会参加のための諸活動を行うことを目的に設立され、民間と行政が協働して男女共同参画を推進するシステムが確立されました。
1998年 (平成10年)	女性のエンパワーメント促進などを基本とした「ふくい男女共同参画プラン」が策定され、総合的・計画的な推進体制が確立されました。
2000年 (平成12年)	男女共同参画室と改称され、県内各公共団体の男女共同参画社会の実現を目指した取り組みが強化されました。
2002年 (平成14年)	「男女共同参画社会基本法」に基づき「福井県男女共同参画計画」の策定及び福井県における男女共同参画推進の基本となる「福井県男女共同参画推進条例」の制定がなされました。
2003年 (平成15年)	男女参画・県民活動課へ改組されました。
2006年 (平成18年)	「配偶者暴力防止および被害者保護のための福井県基本計画」が策定されました。平成14年に策定された基本計画が改定され、「福井県男女共同参画計画（改定）」が策定されました。

4 . 勝山市の動き

1996年 (平成8年)	女性施策を担当する係として、企画課(現在の未来創造課)内に、国際交流女性対策係を設置し、男女共生社会、女性の自立を目指した具体的活動をスタートしました。
2000年 (平成12年)	国際交流女性係へ名称を変更しました。
2001年 (平成13年)	国際交流・男女共同参画推進係へ名称を変更するとともに、男女共同参画社会の実現を図るため、庁内に部課長で組織する勝山市男女共同参画推進本部の設置及び勝山市男女共同参画基本計画策定ワーキンググループを設置しました。 また、本市における男女共同参画の現況を把握するため、市民1500人を対象に住民意識調査を実施しました。
2002年 (平成14年)	男女共同参画推進室を設置し、推進体制の強化を図りました。また、同年に策定された「第4次勝山市総合計画」に男女共同参画社会の推進に関する基本的な考え方を盛り込みました。さらに、「勝山市男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画を推進するために施策を体系化し、総合的・計画的な施策の推進を図ってきました。
2003年 (平成15年)	「勝山市男女共同参画基本計画」に基づき、「勝山市男女共同参画推進会議」を設置しました。
2004年 (平成16年)	市民生活課(現在の市民課)に生活安全・男女参画グループを設置しました。
2006年 (平成18年)	未来創造課に人権・男女参画グループを設置しました。また、本市の男女共同参画推進の基本となる「勝山市男女共同参画推進条例」を制定し、基本理念を定めました。
2007年 (平成19年)	「勝山市男女共同参画推進条例」に基づき、「勝山市男女共同参画審議会」を設置しました。また、「男女共同参画都市宣言」を行い、併せて、記念のつどいを開催し、市民と行政がともに、男女共同参画社会の早期実現に向けて、意識を新たにし今後更に推進していくことを誓い合いました。

第 2 章

勝山市の特性と目指すべき方向



1 . 勝山市における男女共同参画意識について

平成13年度の「勝山市男女共同参画に関する住民意識調査」によると、「どのような面で男女の地位が平等になっていると思うか」との質問に対し、家庭や職場、地域の中、及び政治の場においては70%以上が「男性のほうが優遇」、又は「どちらかといえば男性のほうが優遇」されていると感じています。反対に、学校教育の中では、70%近くが、法律や制度の上では40%近くが「平等である」と感じています。

学校や法律といった形式的な部分で整いつつある男女の地位平等が、実際の社会生活の中では、まだまだ遅れていると感じていることがわかります。

「男女共同参画に必要なことは」との質問に対しては、女性の80.0%、男性の72.8%が「パートナーとしての理解・協力」が一番大切だと答えています。

男女共同参画の第一歩は、家庭において男性と女性がパートナーとして互いに理解し協力し合うことから始まり、ともに職場や地域において男女共同参画の実現を目指していくことではないでしょうか。

「男は仕事、女は家庭との考え方についてどう思うか」という質問では60%近くが、反対しています。特にこれからの勝山市を担う若い世代ほど、この傾向は強くなっています。

しかし、「家庭での家事等をどのように分担しているか」という質問に対しては、食事の支度、後片付け、洗濯、掃除、育児などの家事は、「主に妻が分担」と答えた方が多く、また、不動産、車等の購入、区や町内会の会合出席や地域活動への参加などの社会活動は、「主に夫」が分担していると答えた方が多くなっています。

このことから、男は仕事、女は家庭との考え方について適切ではないと感じながらも、実際には家庭での家事等の分担について根強い男女間の固定的な役割分担があることがわかります。

これらの背景にある、家庭や地域社会の慣習やしきたりを見直す必要があります。

男女の地位平等について

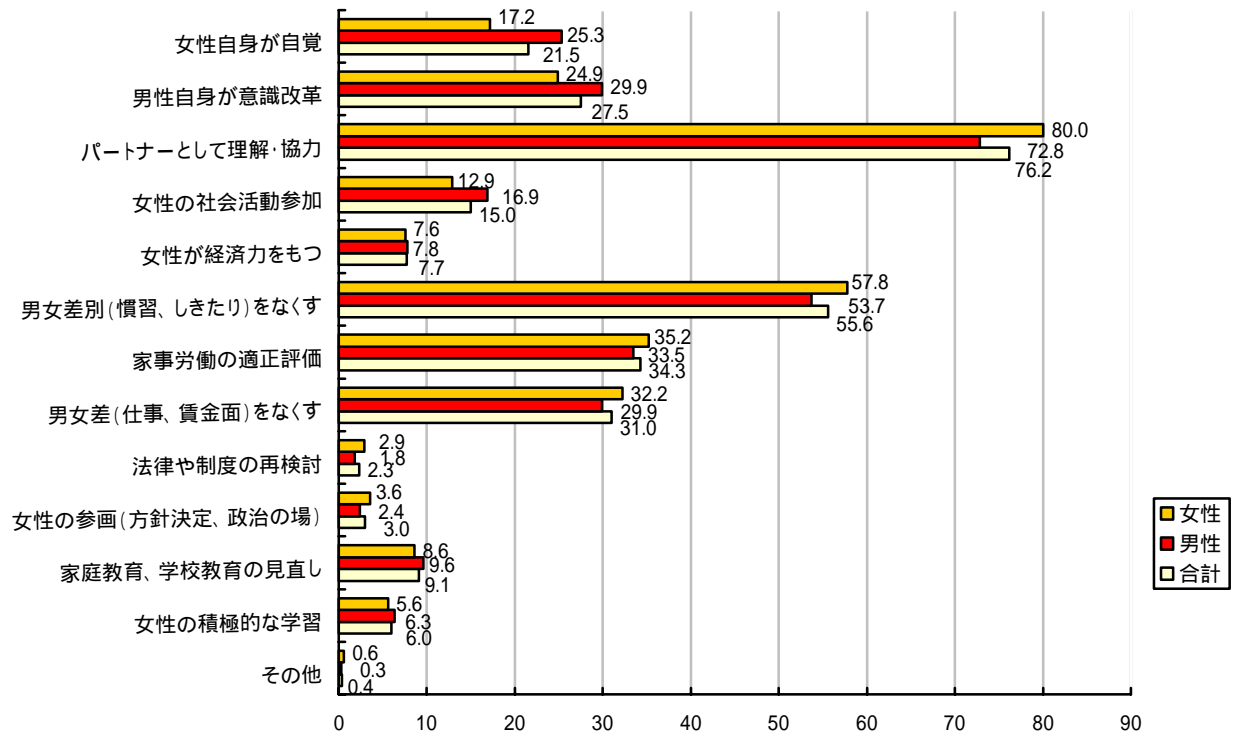
(単位：%)

	優 遇	男 性 の ほ う が	う が 優 遇	え ば 男 性 の ほ	ど ち ら か と い	平 等	う が 優 遇	え ば 女 性 の ほ	ど ち ら か と い	優 遇	女 性 の ほ う が	無 回 答	計
家庭の中で		26.9		43.3		21.4		2.8		2.1		3.5	100.0
職場の中で		31.5		39.2		17.9		4.0		4.0		1.4	100.0
学校教育の中で		5.0		11.4		68.7		4.3		1.3		9.3	100.0
政治の場で		32.1		41.3		19.2		1.4		0.3		5.7	100.0
法律や制度の上で		16.4		30.7		39.6		6.5		0.8		6.0	100.0
地域の中で		28.1		45.1		18.2		2.7		0.8		5.1	100.0

7、8ページの表及びグラフは平成13年度勝山市男女共同参画に関する住民意識調査

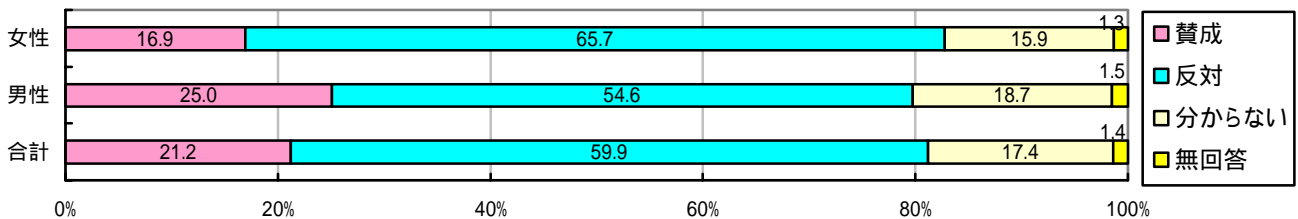
男女共同参画に必要なことは

(単位：%)



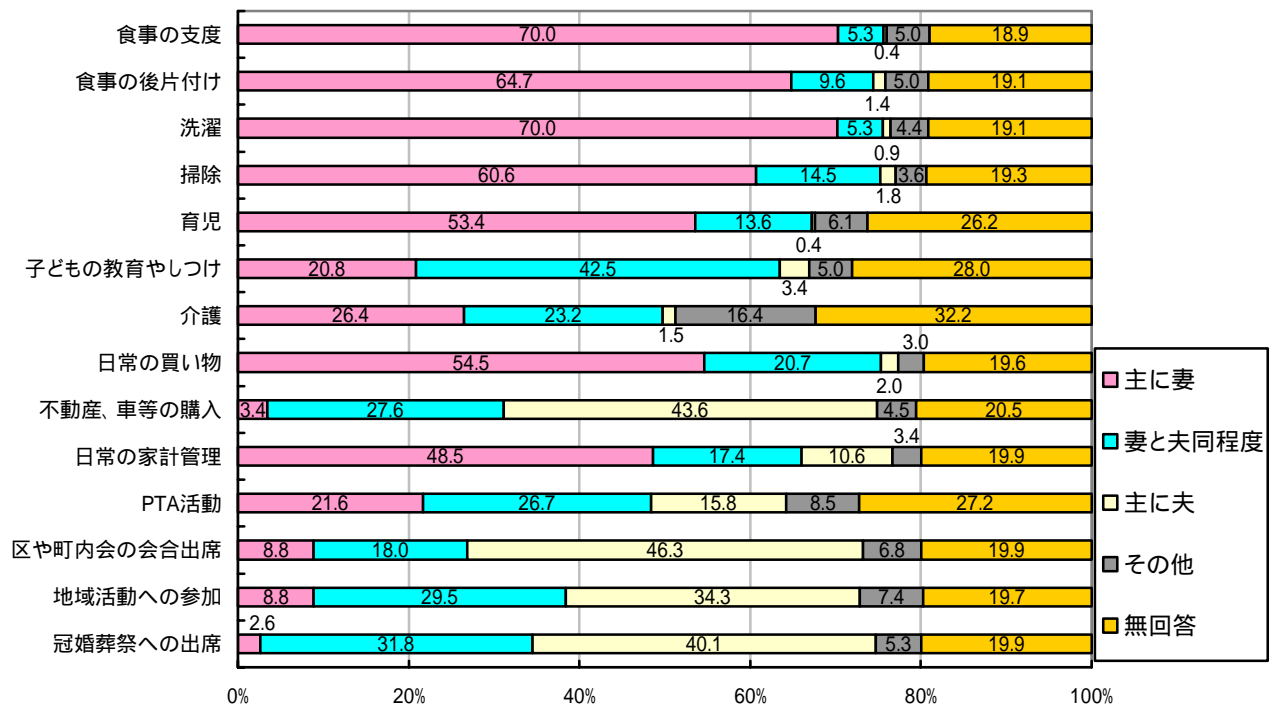
「男は仕事、女は家庭」との考え方について

(単位：%)



家庭での家事等の分担について

(単位：%)



2. 働く女性を取りまく環境について

平成17年国勢調査による本県の女性の就業率は、51.6%（全国46.4%）と全国都道府県の中で1番高く、中でも本市は53.0%と高い数字になっています。

また、共働き率においても、本県は58.2%（全国44.4%）と平成7年以降全国都道府県の中で第1位となっており、本市はその中でも62.5%と非常に高くなっています。

勝山市の基幹産業の繊維産業は多くの女性を雇用してきました。これが今日の勝山市の高い女性就業率や共働き率につながっていると考えられます。

「福井県県民意識調査（平成16年）」において、「女性が長く働き続けるのを困難にしたり、障害になっている事は何か」の項目で、女性は「育児」（77.5%）をあげています。

大手機業は、女性従業員のために社内に託児施設を設け、これがやがて認可保育園として、一般にも開放され、勝山市の充実した保育制度の礎となりました。

現在、勝山市では延長保育、休日保育、低年齢児保育などを実施、病児（病後児）保育、全小学生を対象とした放課後児童対策の充実、乳幼児医療費無料化、児童手当、保育料の低減策、すくすく育成奨励金といった経済的な支援などを積極的に進めています。今後も、働く女性が子どもを産み、育てやすい環境の充実に努めていく必要があります。

また一旦、出産、育児のために退職し、再び就職するという場合に、臨時雇用や契約社員といった選択肢もありますが、その場合においても、適正な雇用条件の整備、改善を図っていく必要があります。

一方で高齢化も深刻な問題になっています。勝山市の高齢化率は27.0%（平成18年度勝山市のすがた）で、これは全国の高齢化率20.0%、福井県の高齢化率22.3%を大きく上回っています。今後さらに高齢化が進むことが予想され、ゆとりある暮らしができる社会の形成が必要となってきます。

そして、この高齢化率の上昇によって、今後ますます重要な課題となってくるのが、「老人介護」です。福井県県民意識調査の中でも50.0%の女性が「老人や病人の世話」を女性が働き続ける上での障害としています。

この老人介護についても子育て同様に女性の役割という意識が強く、女性の社会参加を阻害している要因となっています。

市では高齢化対策として特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、デイケアサービスなどの施設の充実を進めており、県下でもトップクラスの充実度となっています。さらに今後も在宅福祉、施設福祉の両面から高齢者福祉の充実を図っていきます。

「働く女性の多いまち」勝山市の地域特性から、女性が生き生きと仕事と家庭を両立していくための方策をさらに充実させていく必要があります。

しかし、支援や老人介護の充実だけで男女共同参画社会が実現できるわけではありません。関係機関が連携を取りながら、性別や年齢にとらわれない個人の人權を尊重し個性や能力が発揮できる男女共同参画社会の実現が必要です。

高齢化率

住民基本台帳及び外国人登録による人口全体に占める65歳以上の高齢者の割合

県下女性の就業形態

(単位：人・世帯・%)

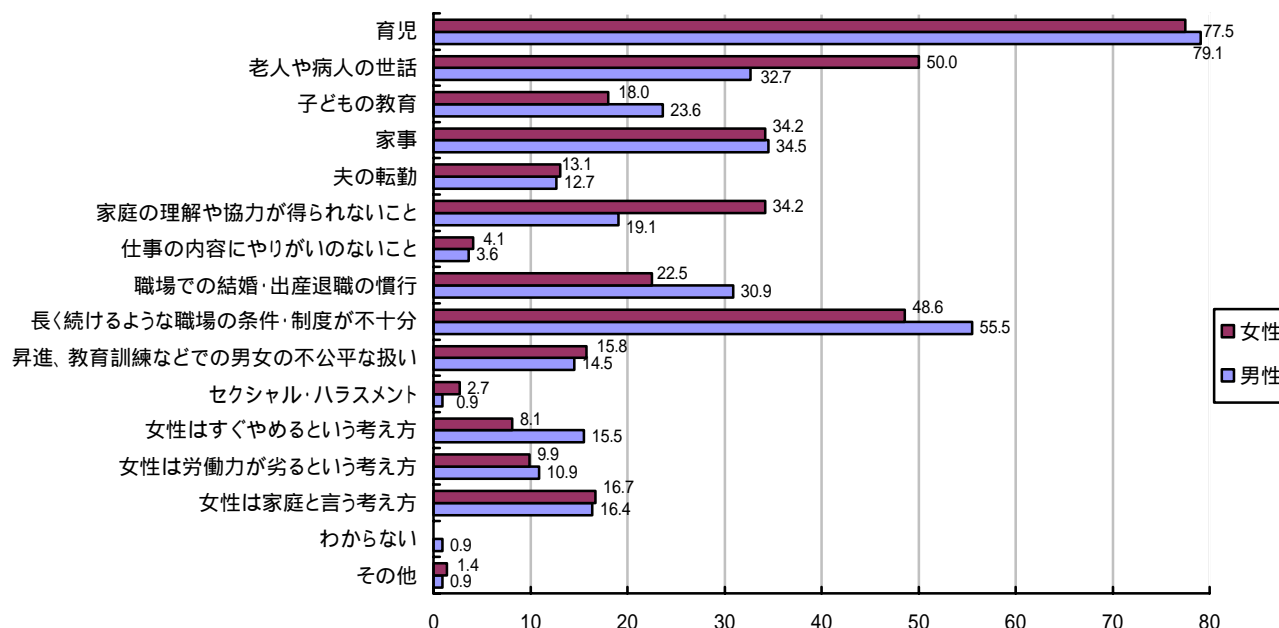
自治体名	女性の人口	就業人口	女性の就業率	夫婦のいる一般世帯数	夫と妻が就業者の世帯	女性の共働き率
勝山市	12,440	6,598	53.04	5,835	3,649	62.54
福井市	118,508	60,793	51.30	59,382	33,217	55.94
敦賀市	29,706	14,143	47.61	16,260	7,823	48.11
小浜市	14,289	6,891	48.23	7,238	3,965	54.78
大野市	17,402	9,345	53.70	8,258	5,343	64.70
鯖江市	29,243	15,715	53.74	14,716	9,054	61.52
あわら市	14,449	7,856	54.37	6,555	4,145	63.23
越前市	38,008	19,710	51.86	19,254	11,410	59.26
坂井市	40,535	22,477	55.45	20,600	13,047	63.33
福井県	363,184	187,482	51.62	181,862	105,757	58.15
全国	55,549,567	25,770,673	46.39	29,338,243	13,033,783	44.42

15歳以上の女性の人口が対象

国勢調査(平成17年)

女性が長く働き続けることを困難にしたり、障害になっていると思うこと

(単位：%)



(平成16年福井県県民意識調査)

本市の高齢化の状況

(単位：%)

高齢化率の推移										4月1日現在	
	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	
全国	16.0	16.5	17.1	17.7	18.3	18.9	19.3	19.8	20.0		
福井県	19.0	19.5	19.9	20.4	20.9	21.5	21.6	21.9	22.3	22.9	
勝山市	22.6	23.3	24.0	24.7	25.2	25.8	26.2	26.6	27.0	27.6	

(参考：勝山市のすがた)

自治体名

福井市、大野市、坂井市は平成17年国勢調査において合併前であったため、合併前の旧市町村の合計で算出

女性の人口 = 女性の労働力人口 + 女性の非労働力人口

3 . 勝山市における男女共同参画の目指すべき方向

男女共同参画の推進にあたって次のような社会を目指しましょう。

(1) 家庭において

家庭における重要な事柄についての意思決定に、男女が対等に参画し、決定する家庭

男女が自分の意思で多様な生き方を選択し、それらを互いに認め合う家庭

男女が家事、子育て、介護その他の家庭生活における活動と社会生活における活動を両立できるよう、相互に協力し合う家庭

ドメスティック・バイオレンス¹のない平和な家庭

男女が互いの性を理解し、生涯を通じて健康な生活を営むことができる家庭

(2) 地域において

男女が方針の立案と決定に対等に参画することができる地域

男女が諸活動に積極的に参画し、性別にかかわらず、リーダーシップを発揮することができる地域

性別による固定的な役割分担意識やこれに基づく慣行を払拭し、男女がともに、人にやさしく住みやすいまちづくりを考える地域

(3) 職場において

男女が対等に参画できる機会が確保される職場

性別による差別及び格差がなく、個人の意欲及び能力により対等に昇格昇進することができる職場

男女が、育児又は介護のために、等しく休暇及び休業を取得することができ、仕事と家庭等における活動と両立することができる職場

男女が、それぞれの人格を認め合い、セクシュアル・ハラスメント²のない、安心して働ける職場

¹ ドメスティック・バイオレンス

夫婦や恋人などの間の暴力で、身体的な暴力に限らず、精神的暴力、経済的暴力、性的暴力などあらゆる暴力が含まれます。

² セクシュアル・ハラスメント

性的ないやがらせ、おびやかしなど相手の意に反した性的な言葉や振る舞いによって、労働条件を悪化させたり働きにくくすること。

(4) 学校等において

幼児、児童、生徒及び教職員が、男女平等観に基づき、男女それぞれの人格を認め合い、一人ひとりの人権を大切にする学校

性別にとらわれず、個人の能力や適性を生かすことができる選択が尊重される学校

(5) 行政において

「勝山市男女共同参画基本計画」に基づいた進捗状況の点検を行い、積極的改善措置への取り組みを促す施策が行われる行政

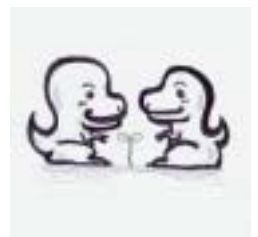
男女共同参画社会実現に向けての啓発活動や講座等を開催し、市民の意識改革を図る行政

男女とも外に出て働けるよう、ニーズに応じた、子育て、介護等の支援策を講ずる行政



第 3 章

計画の基本的な考え方



1 . 基本理念

勝山市では、都市部と比較し地域社会における慣習やしきたりが今も根強く残る地域が多く、男性の役割と女性の役割が区別されている事例が少なくありません。

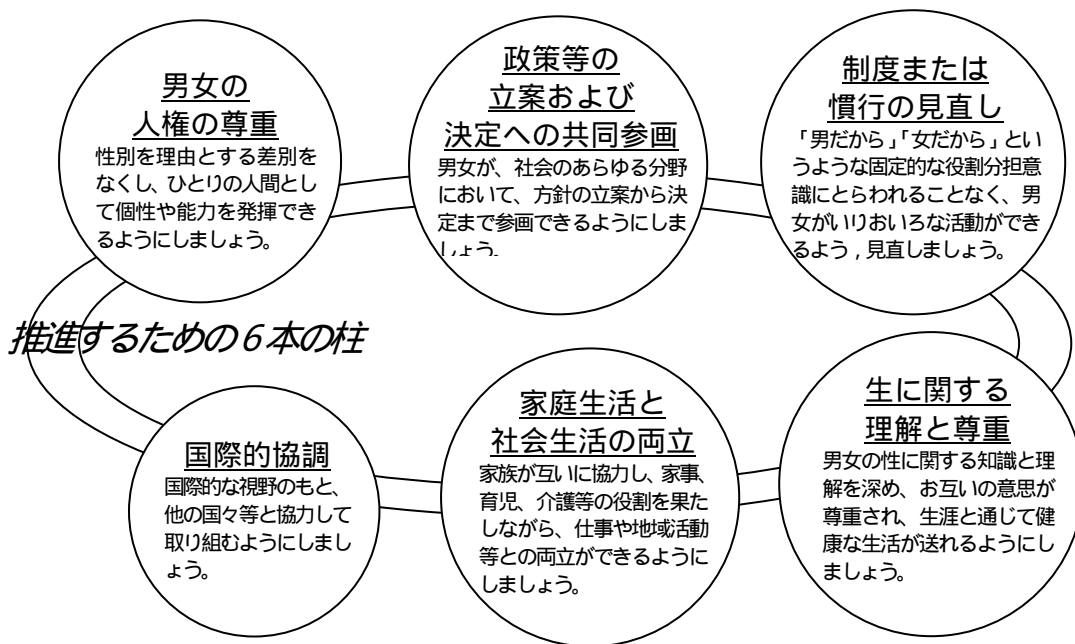
また、共働きの割合も高くなっていますが、これは女性の社会進出というよりも女性に就労を求める地域事情があり、男性は「仕事と地域のつきあい」、女性は「仕事と家事」を分担しているためと思われます。

近年、男女共同参画意識が向上する中で、若年層では家庭内での共同作業が確実に増加する傾向にありますが、地域社会や政策形成の場に女性が自主的に参加し、存在感を持って行動するという事は、まだ十分とはいえません。今後は政策形成の場に積極的に参画できる土壌づくりと人材育成が求められます。

こうした現状を踏まえ、男女が性別や年齢にとらわれることなくお互いの人権を尊重して暮らせる「男女共同参画社会」を実現することは、勝山市の21世紀の重要課題です。

少子高齢化が進展し女性の就業率の高い本市において、男女一人ひとりが自立し、「人」それぞれの生き方、考え方を尊重し、ともに思いやり、ともに責任を担い合うことが大切です。

「男女共同参画社会」を推進するための6つの柱は以下のとおりです。



これらの考え方を基本理念におき、安心して豊かに暮らせる環境を整備し「男女共同参画社会」の実現を目指します。

本計画の基本理念を表したキャッチフレーズを以下のように定めます。

豊かな自然との共生のもと、一人ひとりがキラリと輝き

ひとひと

男女がともに思いやり、ともに責任を担い合うまちづくりをめざして

2．基本目標

1．男女共同参画社会のための意識を高める

人権を尊重した男女共同参画社会を実現するため、あらゆる機会を通じ男女平等意識を育てる啓発、学習活動の促進を図るとともに、一人の人間としてお互いの生き方、考え方など個性を尊重することができるように市民一人ひとりが意識改革を行うことが大切です。

男女共同参画意識の形成には、人が育つ過程での教育や環境等が関わっています。学校や家庭、地域などで人権を尊重した教育を受けることにより、社会的性別（ジェンダー）に対する見直しの視点が育まれます。また、男女が多様な選択を可能にすることができる教育・学習の充実が必要です。

2．あらゆる分野で男女共同参画の促進を図る

地域の慣習などに根ざした固定的な男女の役割意識をなくし、男女があらゆる分野で共に参画できる環境を整備していくことが求められます。

平成14年では19%だった市の審議会等への女性の参画率は、平成19年では25.7%にまで伸びてはきたもののまだまだ低く、公的な分野での積極的な登用が必要です。

また、地域社会や職場においても男性優位の傾向が続いており、男女の共同参画の促進を図る必要があります。

女性も社会参画への自覚を持ち、幅広い学習の中で能力を高め、自らの考え方を社会に反映させていく必要があります。そのため、あらゆる分野での発言力や決定力などを磨く女性の能力発揮につながる施策を積極的に展開していく必要があります。

そして、男女共同参画社会の形成は、国際協調の下に行い、市や国内の問題にとどまることなく全世界的な視点で対処することが求められています。国際化時代に対応した相互理解、友好親善、国際平和の推進が必要とされています。

3．男女が共に安心して豊かに暮らせる環境をつくる

男女が共に安心して豊かに暮らすため、あらゆる分野において男女共同参画社会の環境整備を図ることが必要です。地域社会の慣習やしきたりを見直し、男女が共に支える地域生活の実現を図る必要があります。

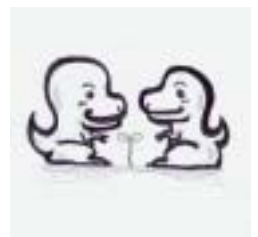
また、母性保護などに配慮し、育児・介護休業制度などの定着を図るとともに、子育て・介護の支援策を充実させ、女性の働く環境の整備を促進していきます。

高齢化社会に向け、市民一人ひとりが社会貢献活動などで生きがいと自己実現が図れるようにするために、男女共同参画の中で自立意識を高めていくことが求められています。

また、介護体制等の支援システムを構築し、共に思いやり生き生きと健康に暮らせる環境づくりに取り組みます。

第4章

基本目標の内容



1. 男女共同参画社会のための意識を高める

重点目標(1) 男女共同参画意識を高める啓発活動の推進

男女共同参画の基本である人権の尊重などについて、あらゆる機会を通じ啓発活動に努め男女平等意識の向上を図ります。

新しい情報の収集を図り、市民への情報提供に努めます。

施策の方向	具体的施策	担当課
情報提供、広報活動の充実	広報「かつやま」に、男女共同参画に関する記事を、特集記事を含めて積極的に掲載するとともに、市のホームページにも男女共同参画関連について充実させていきます。	秘書・広報課 未来創造課
	男女共同ネットワークが発行する広報誌や公民館だよりを通じ、男女共同参画に関する記事を掲載するとともに、女性の行事への積極的な参加を呼びかけます。	未来創造課 生涯学習課
	各種団体への情報提供及び団体間で情報交換できる機会の確保に努めます。	未来創造課 生涯学習課 商工観光課
意識啓発活動の推進	のぞみフェスタ等のつどいを実施し、男女共同参画社会の実現を図れるよう広く市民の参加を呼びかけます。	未来創造課
	セミナーへの派遣や講座の開催等を通じ、女性自身の意識改革を図ります。	未来創造課
	県の男女共同参画月間(6月)中に街頭啓発活動を展開します。	未来創造課
	意識調査を実施し、男女共同参画社会の実現に向けての問題点を探り、施策に反映します。	未来創造課
	男女共同ネットワークの他市町との交流促進、意見交換の中で、当市の男女共同参画社会の進捗状況を把握します。	未来創造課
	民間企業と連携し、男女共同参画に向けた啓発促進に努めます。	商工観光課

重点目標(2) 男女平等意識の向上を図る教育・学習の充実

男女平等意識の向上を図るため、教育課程を通じ男女がともに人権を尊重し、理解しあい、生きていく力を身につける教育に努めます。

地域や家庭においても人権の尊重や男女共同参画についての学習機会が図れるよう講座などの充実に努めます。

施策の方向	具体的施策	担当課
学校等での教育	男女共生の実現に向け人権尊重の精神に基づいた学校教育を推進します。	教育総務課
	幼児期から個性を尊重し、敬愛の心を培う保育、教育を推進します。	教育総務課 福祉・児童課
	家庭科教育の中で、家庭生活において、男女が相互に協力し、家族の一員としての役割を果たすことの大切さを認識させるよう努めます。	教育総務課
	男女平等教育に関する教材の開発、指導方法の工夫・改善及び男女共同参画への正確な理解のための教職員の研修の充実に努めます。	教育総務課
	個人の特性を生かした、性別にとらわれない幅広い分野へのキャリア教育を充実します。	教育総務課
	学校運営やPTA活動等が、性別にとらわれない個人の能力や特性に応じて行われるよう努めます。	教育総務課
	小、中学生の男女共同参画に関するポスターコンクール等による啓発活動を行います。	未来創造課 教育総務課
地域・家庭での生涯学習	地域行事や公民館学級などで、子どもたちが性別にとらわれず多様な生き方の可能性を探れるよう、体験や学習の機会を提供します。	生涯学習課
	男女が各人の個性を伸ばし、性別にとらわれず心豊かで生きがいのある人生が送れるよう、生涯学習の機会の充実に努めます。	生涯学習課
	地域内における各種団体間において、男女共同参画に関する意見交換会の開催を推進します。	生涯学習課

キャリア教育

子どもたちがこの激しい社会の変化に対応していく能力、主体的に自己の進路を選択、社会人・職業人として自立していくことができるようにする教育。

2. あらゆる分野で男女共同参画の促進を図る

重点目標(1) 政策・方針決定過程における男女共同参画の促進

政策・方針の決定においては、男女が共同して参画することが重要ですが、まだまだ女性の参画率が低いのが現状です。

市政に女性の考えや価値観が生かされるよう、政治に関する情報提供を行い政治分野への参画促進に努め意識の改革を促します。

施策の方向	具体的施策	担当課
市の審議会等への女性参画の促進	市の審議会等への女性登用については、できるだけ重複を避け、登用率を平成24年度までに35%とします。 (各審議会等の目標登用率は次頁)	全 課
	公募による委員構成枠に女性枠を設定し、女性委員の登用を推進します。	全 課
	年に1度女性登用の状況を把握し、女性の参画促進を図ります。	未来創造課
	政策を研究、立案するプロジェクトへの女性職員の参画を促進します。	秘書・広報課 未来創造課
	女性職員が積極的に能力を開発し、発揮できる機会の提供を推進します。	秘書・広報課
	職員の職域の拡大や、管理職への女性の積極的な登用を図ります。	秘書・広報課
	男女の性差による役割分担を排除し、男女共同参画に関する意識改革を図ります。	全 課
政治分野への女性参画の促進	女性の政治分野への関心を高めるための広報活動を行います。	未来創造課



重点目標(2) 地域社会・職場及び農林業、自営業における男女共同参画の促進

地域のコミュニティの場、農林業や自営業経営の場及び幅広いボランティアなどの市民活動において、男女が共に対等な形で参画できるように努めます。

また、職場においても男女共同参画が図れるように啓発活動に努めます。

施策の方向	具体的施策	担当課
地域社会における男女共同参画の促進	区長、町内会長に女性の登用を呼びかけ、地域の活動に女性の意見を反映します。	未来創造課 総務課
	公民館を拠点とした様々な地域活動において、男女の相互理解、協力等の推進を図るよう努めます。	生涯学習課
	男女共同参画に関する講座、学習会を開催し、男女共同参画に対する理解を深めるよう努めます。	未来創造課 生涯学習課 商工観光課
	エコミュージアムによるまちづくりを進める中で、男女が対等に参画できる環境の整備を図ります。	未来創造課 生涯学習課
	体育活動団体、文化活動団体等において、意思決定機関への女性の参画を促進します。	自然体験・スポーツ課 生涯学習課
市民活動組織への女性の参画促進	女性が市民活動に参画できる環境づくりの推進を図ります。	未来創造課
	市民活動やボランティア活動を担う民間の非営利組織（NPO）に対する協力及び連携を推進します。	未来創造課 福祉・児童課 生涯学習課
職場における男女共同参画の促進	男女共同参画に関する学習、研修の機会の提供に努めます。	商工観光課
	男女の性差による役割分担を排除し、女性の職域の拡大を図り男女共同参画に関する意識改革を図ります。	商工観光課
農林業、自営業における男女共同参画の促進	女性が農業委員活動に参画できる環境づくりに取り組みます。	農業委員会
	認定農業者の家族経営協定において夫婦共同申請を呼びかける等、女性の農業における労働条件、就業条件の整備を図ります。	農林政策課
	専門分野の研修会、セミナーへ女性の積極的な参加を呼びかけます。	商工観光課 農林政策課
	意欲ある女性が企業経営に参画できるよう、起業活動への支援を図ります。	商工観光課 農林政策課

重点目標(3) 女性の能力発揮の促進

女性が主体的かつ積極的に幅広い分野で活躍することは、新しい活力を創出し、元気な地域社会形成につながります。このため女性の人材育成や主体的な活動に対する支援に努めます。

また、日常生活や男女のあり方を広い視野で見直す機会として、市内在住外国人と情報交換し交流を深めていきます。

施策の方向	具体的施策	担当課
女性の人材育成の推進	地域で活躍する女性の発掘と人材育成に努め、人材リストを作成し情報の提供を図ります。	全 課
	リーダーとして責任を持って活動に参画できる女性を積極的に登用することを推進します。	全 課
	女性が各種の資格を積極的に取得するため講習会への参加を呼びかけます。	商工観光課
	活躍できる女性の能力開発の場の積極的な提供を推進します。	商工観光課 未来創造課
主体的な活動に対する支援	女性グループへの主体的活動に対する財政的支援を行い、自主運営への移行を促します。	未来創造課 生涯学習課 福祉・児童課 健康長寿課
	家事、育児、介護を支援するグループ団体の育成を図ります。	福祉・児童課 健康長寿課 生涯学習課
	女性が積極的に活動できる場の提供を図ります。	全 課
国際交流と協力の推進	異文化の学習や国際感覚を身につけるための講座を開催し、海外における男女共同参画の状況の理解を図ります。	未来創造課
	日本語学習広場や無料相談所を開設し、市内在住外国人との共生を図ります。	未来創造課
	青少年の海外派遣や外国研修生の受け入れなど国際交流事業の支援を図ります。	未来創造課 商工観光課
	小学校への国際交流員の学校訪問により、海外における男女共同参画の事例学習や異文化を理解する機会をつくります。	未来創造課 教育総務課
	国際的視野を持った女性リーダーの養成を推進します。	未来創造課

施策の方向	具体的施策	担当課
新たな取組が必要な分野での推進	男女のニーズの違い等を十分認識し、女性の視点からみた避難生活での環境整備が図られるよう、防災計画の見直しに努めます。	総務課
	ゴミ減量化や地球温暖化防止につながる活動等、職場や家庭において、身近な省エネ活動へ積極的に取り組むよう、広報、啓発活動、学習会を展開します。	市民相談室 生活環境課
	まちおこしの一端を担う食育部門等において、女性の更なる活動を支援します。	未来創造課 農林政策課 商工観光課



3. 男女が共に安心して豊かに暮らせる環境をつくる

重点目標(1) 男女が共に担う家庭・地域生活の実現

「男は仕事、女は家庭」といった古い固定観念にとらわれず、家事や育児、介護などを男女が相互の理解と協力の中で行えるよう啓発活動などに努めます。

また、地域に残る慣習やしきたりで男女共同参画を阻害しているものについては、その改善が図られるように努めます。

施策の方向	具体的施策	担当課
男女の共同作業による豊かな家庭生活の実現	「男は仕事、女は家事」という役割分担意識の解消と父親の家庭教育への参画を図ります。	生涯学習課 教育総務課
	公民館学級等を通じ、男性の家事等への参加促進を図ります。	生涯学習課
	男女の共同作業により生みだされる余暇時間の有効活用を推進します。	生涯学習課
地域生活における慣習やしきたりの見直し	地域に残る古い慣習、しきたりの見直しを進めるため、地域社会との連携を図ります。	未来創造課 生涯学習課
	地域社会における意思決定過程の場への女性の参画を促進します。	生涯学習課 総務課
	地域生活での男女双方の男女共同参画に関する意識向上を図ります。	未来創造課
配偶者等からの暴力の根絶	ドメスティック・バイオレンスは人権侵害であるという認識の啓発に努めます。	福祉・児童課 未来創造課
	潜在化しやすい家庭内暴力への対策の強化を図ります。	福祉・児童課 未来創造課
	潜在的被害者への支援情報を記載したちらしを作成します。	福祉・児童課 未来創造課
	女性の悩み、心配事の相談日を設置し、周知徹底を図ります。	福祉・児童課 未来創造課
	プライバシー保護に十分配慮して、関係機関との連携を図ります。	福祉・児童課 未来創造課

重点目標(2) 男女が共に働く環境の整備、充実

男女雇用機会の均等や待遇の確保及び母性尊重などに基づき整備された法制度の周知定着に努めます。共働き夫婦の子育てを支援するため、制度の充実を図ります。

また、セクシュアル・ハラスメントの正しい知識の普及啓発を図り、男女が心身ともに健康で働ける職場の環境整備に努めます。

施策の方向	具体的施策	担当課
男女雇用機会均等法及び育児・介護休業制度の定着促進	事業主に義務化されている育児・介護休業制度の周知を図ります。	秘書・広報課 商工観光課
	仕事と育児、介護とが両立できる取り組みを積極的に行っている事業主を支援する施策を検討していきます。	商工観光課 未来創造課
	育児休業、介護休業取得に対する周囲の理解と協力の普及に努め、男女とも取得しやすい環境整備に努めます。	秘書・広報課 商工観光課
	男女雇用機会均等法及び育児・介護休業制度に関する情報の提供及び取り組みの啓発に努めます。	秘書・広報課 商工観光課
子育て環境の支援	低年齢児保育、延長保育、一時保育、休日保育、病児(病後児)保育等多様な保育ニーズに対応するとともに、保育料の軽減化を図ります。	福祉・児童課
	在宅児に対する子育て支援センターでの保育サービスの充実を図ります。	福祉・児童課
	男性の家事や育児等への参画を支援するための情報提供や学習機会の充実を図ります。	健康長寿課
	小学生の児童に対する放課後や土曜日、長期休業期間中の学童保育の充実に努めます。	福祉・児童課
	子育てに悩む親に対して相談体制の充実を図ります。	福祉・児童課 健康長寿課 教育総務課
	講演会、講座等に参加しやすいよう、保育サービスの設置をする等、環境整備に努めます。	全 課
職場におけるセクシュアル・ハラスメントの根絶	セクシュアル・ハラスメント根絶のための学習会の開催に努めます。	秘書・広報課 商工観光課
	セクシュアル・ハラスメントによる悩み・心配事に対し、関係機関との連携を密にし相談体制の充実を図ります。	秘書・広報課 福祉・児童課 未来創造課

重点目標(3) 男女が共に思いやり安心して暮らせる環境の整備

すべての人が安心して暮らせる環境を整えることは、男女共同参画社会形成の基本となる取り組みです。高齢化社会が進行する中、男女が思いやりと生きがいを持てる環境の整備を図る必要があります。介護体制の確立や公共施設のバリアフリー化に努めるほか、援助を必要とする人たちの支援にも努めます。

また、母子保健の充実や生涯にわたる健康づくりの推進に努めます。

施策の方向	具体的施策	担当課
福祉のまちづくりの推進と参画	さまざまなライフスタイルを持つ男女の地域活動参画への促進を図ります。	生涯学習課
	障害のある人が普通に生活できるバリアフリーの実現を図り、ノーマライゼーションの普及に努めます。	福祉・児童課 建設課 市街地活性化推進室
	互助の精神の育成、自主的活動の支援を図ります。	健康長寿課 教育総務課 生涯学習課
	地域の防犯、防災ネットワークやひとり暮らし老人への緊急通報システムの構築を図ります。	健康長寿課 総務課
地域における介護支援体制の確立と参画促進	社会全体で支える介護体制の推進を図ります。	福祉・児童課 健康長寿課
	介護についての地域及び家庭での意識啓発の推進を図ります。	健康長寿課
	家庭における介護の充実を図るため、支援体制の強化を図ります。	健康長寿課
	介護に関する情報の提供及び相談体制の充実を図ります。	健康長寿課
	要介護状態になることを予防するために運動機能向上などの健康教室を実施します。	健康長寿課
	介護サービス事業、ボランティア活動への男性の参加を促し、男性の持つ能力を有意義に活用することを推進します。	健康長寿課

ノーマライゼーション

障害の有無に関わらず、すべての人々が平等に社会の構成員として自立した生活や社会活動を営むことを可能にすることをいい、障害のある人が特別視されることなく、社会に生活する個人として地域で生活し、行動できること。

施策の方向	具体的施策	担当課
男女が共に思いやる健康づくり	健康診断の普及と受診を促進する健康診査の充実を図ります。	健康長寿課
	健康教室の開催、健康相談等健康サービスを推進し市民の健康増進を図ります。	健康長寿課
	生涯にわたるスポーツ活動の推進を図ります。	自然体験・スポーツ課
	男女が互いに心身の特徴を理解し、思いやりを持ってともに健康管理できるよう支援します。	健康長寿課
	心身とも健康であるため、男女が共に責任を担う社会づくりの啓発に努めます。	未来創造課
	妊娠、出産、子育てにおける心と身体の健康づくりを推進します。	健康長寿課
	不妊治療に対する支援を行います。	健康長寿課



第5章

計画の推進



1 . 政策面での進捗状況

男女共同参画社会を具体化するためには、この計画を着実に推進することが望めます。

平成15年度から19年度までの前期5ヶ年にわたって、市民と行政が協働して男女共同参画社会の実現に向けたさまざまな事業を推進してきました。

平成15年に計画の推進を図るため、市民の代表等で構成する「勝山市男女共同参画推進会議」を設置し、啓発活動や基本計画の進捗状況の点検をしてきました。

平成16年には、行政と協働して男女共同参画を進めてきた「勝山市女性ネットワーク」が「勝山市男女共同ネットワーク」に名称変更し、男女共同参画に関する講座、つどいの開催を続けています。

平成18年10月に、「勝山市男女共同参画推進条例」を制定して、推進されなければならない6つの基本理念を定めました。

この条例を受け、翌年、諮問機関として「勝山市男女共同参画審議会」を設置し、男女共同参画にかかる重要事項の審議及び基本計画の進捗状況の点検などを担うこととし、「推進会議」は発展的に解消しました。

平成19年10月には、内閣府と勝山市と勝山市男女共同ネットワークとが共催して、男女共同参画都市宣言を行いました。

2 . 市民との協働による計画の推進

平成20年度から平成24年度へ向けた、後期5ヶ年の基本計画の推進については、次のとおりとします。

- (1) 勝山市男女共同参画推進条例及び基本計画の趣旨に沿って、市民と行政との協働による男女共同参画の推進を図ります。
- (2) 諮問機関である勝山市男女共同参画審議会とともに男女共同参画基本計画の進捗状況を点検し、公表します。
- (3) 男女共同参画に関する啓発を進めるため、勝山市男女共同ネットワークの活動を支援します。
- (4) 国、県、女性財団との情報交換を図り、連携に努め、法整備や施策の充実について提言していきます。
- (5) 関係機関及び関係団体と連携を図り、職場、学校、地域、家庭など社会のあらゆる分野で男女共同参画の推進を図ります。
- (6) 男女共同参画に関する企画、立案、啓発等を総合的に担当する行政組織の構築により計画の推進を図ります。

3 . 計画の期間

この計画の期間は、2003年(平成15年度)から2012年(平成24年度)までの10ヶ年とします。

なお、具体的施策については、後期5ヶ年の平成20年度から平成24年度までの概ね5年間とします。

